

## 〔事案 25-122〕 契約無効請求

・平成 26 年 3 月 24 日 裁定終了

### <事案の概要>

保険料払込期間が終身払込になることの説明がなかったことを理由に、契約を無効とし、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 21 年 9 月、募集人から、本契約の保険料の引き落としができなかったため、契約が失効したとの連絡があったが、復活できるとのことであったため復活手続を行ったところ、払込期間が終身払込（失効契約は 60 歳払込）になっていた。

よって、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料全額の返還を求める。

- (1) 復活の説明のみで、払込期間が終身払込になることの説明を受けていない。
- (2) 契約に際して、印鑑は募集人が押印したものである。
- (3) 契約申込書には、契約者印・被保険者印とも押印されていない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約が失効した際、募集人は、前契約を復活するか、本契約に新規に加入するかを申立人に確認している。
- (2) 毎月の保険料支払が厳しいという申立人の経済状況を踏まえ、保険の見直しを行う中、新規に加入する本契約について、保険料の削減の手段として、60 歳の払込期間ではなく、終身払込にすることを提案し、申立人はこれに同意している。
- (3) 印鑑は、印影が不鮮明になることを懸念した募集人が、申立人および申立人の配偶者の了承を得て面前で捺印したものであり、特に問題となる行為ではない。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

#### 1. 申立人の主張の法的整理

申立人は、申立書では本契約を「復活」であると思ったと主張しているが、事情聴取では、「同一内容の新しい契約であると思った」「復活であると思った」と、相矛盾する供述をしている。しかしながら、その趣旨を整理すると、本契約は錯誤による無効（民法 95 条）の主張と判断する。

#### 2. 錯誤について

- (1) 契約が錯誤により無効となるのは、当該契約の要素（当該当事者のみならず、一般人にとっても契約締結意思を形成するに重要な事実）について、事実と異なる認識を抱き（錯誤）、このような認識にもとづいて契約を締結した場合である（民法 95 条）。
- (2) 申立人は、意向確認書兼適合性確認書に署名していることから、本契約の内容を確認したことが明らかであり、そのためには、設計書の内容を確認しなければならないが、設計書には分かりやすく保険期間と保険料払込期間が明示されている。募集人は、一般的には設

計書を用いずに説明することは困難であり、その場合、募集人が設計書と異なる説明をし、また、申立人がこれと異なる認識を抱いたことも考え難い。

- (3) 申立人は、申込書に押印していないと主張しているが、押印は、募集人が申立人の面前で行ったものであり、署名は申立人自らが行ったと認めていることから、募集人の押印は申立人の承諾のもとに行われたものであり、法律上、契約の効力には影響はない。
- (4) さらに、事情聴取の結果によると、申立人は、本契約は、「前のものに、先進医療が付いただけだと思っていました」と述べているが、総額の保険料は増額ではなく減額しており、この点で、本契約が「前契約と同内容の契約」でないことは当然気が付いたはずなので、申立人の主張は不自然であり、申立人の主張は認められない。
- (5) 仮に申立人が、本契約締結の際に契約書類を読まず、錯誤に陥っていたとしても、「契約書類を読めば、保険料払込期間が終身であることは、わずかな注意によって知り得ることであることを考慮すると、これらの書類を読まなかったことは、申立人において錯誤に陥ったことに重大な過失があると評価でき、民法 95 条ただし書きにより、無効を主張することはできない。